

議案第 1 6 8 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 施設利用料(2)個人利用料の表中

「

20歳以上の者
15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生

」

を

「

18歳以上の者
12歳以上18歳未満の者 （小学生を除く。） 18歳以上の学生

」

に改め、同表備考第 2 項中「1 5 歳以上の者」を「1 2 歳以上の者（小学生を

除く。）」に改め、同表備考に次の１項を加える。

- ４ 小学生とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

王禅寺余熱利用市民施設のトレーニングルームの個人利用料に係る年齢区分を変更し、及び利用できる者の年齢の下限を引き下げするため、この条例を制定するものである。